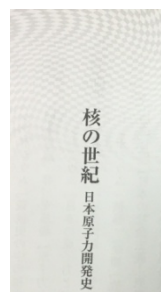


憲法 70 年「原発と人権」問い直す

写真は小路田泰直ほか編『核の世紀—日本原子力開発史』東京堂出版、2016 年。「核や原発を真正面から取り上げた歴史研究、戦後史研究は殆ど皆無といった状況が続いている」。そこで福島第一原発事故はなぜ起きたのか、その歴史的必然を解き明かしてみようと、プロジェクトを立ち上げ、本書が刊行された。歴史学の分野からの日本原子力開発史、原発ないし戦後史研究であり、多くの刺激と示唆が得られた。



本書を読んでいたとき、標題の朝日新聞 7 月 23 日社説を読んだ。自らの「記憶」をしっかりと「記録」するために、原発事故から 6 年 5 ヶ月の今日、この社説を書きとめておきたい。

東京電力福島第一原発の 20 キロ圏に入る福島県南相馬市小高区。大半の地域で避難指示が解除されて 12 日で 1 年がたった。商店や学校は徐々に再開され、登下校時は高校生たちの声が響く。一方で、シャッターを下ろしたままの店や、庭に草が生い茂った家も目立つ。市によると、12 日現在の小高の居住者は 2046 人。11 年の原発事故当時の 6 分の 1 弱だ。憲法が保障していたはずの「ふつうの暮らし」を、原発事故は多くの人から奪い去った。

漁師の志賀勝明さん（68）は小高への帰還を断念した。海岸近くに建てたばかりの自宅は津波で浸水した。事故後、立ち入りを禁じられた間に荒れ果て、解体を余儀なくされた。志賀さんは言う。「自分だけじゃなく、地域のすべての人の人生が変わった、生存権とか、基本的人権とか、憲法の本質的なものを考えさせられたよ」

南相馬市は昨年 5 月、全世帯に憲法全文の小冊子を配った。小高出身の憲法学者、鈴木安蔵が終戦直後にまとめた憲法草案要綱は「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」と生存権を明記し、現憲法 25 条につながった。多くの市民の生活が暗転したなか、原点を再認識してほしいとの思いが、桜井勝延市長にはあった。

福島県では今も数万人が県内外で避難を続ける。長年のなりわいや家屋を失った人は数え切れず、居住、職業選択の自由(22 条)、財産権(29 条)の侵害は著しい。多くの子が故郷の学校に通えなくなり、教育を受ける権利(26 条)も揺らいだ。そして何より、事故は多くの人を「関連死」に追い込んだ。「原発事故で、憲法に書いてある生活ができなくなりました。これは憲法違反でしょう」。桜井市長は語気を強めて言う。

「原発は電気の生産という社会的に重要な機能を営むものではあるが、憲法上は人格権の中核部分より劣位」。14 年 5 月、関西電力大飯原発（福井県）の周辺住民らが起こした訴訟で、福井地裁判決はこう述べ、再稼働の差し止めを命じた。原発事故の避難者が国と東電に賠償を求めている集団訴訟で、関西原告団代表を務める森松明希子さん(43)は、憲法に立脚した判決に希望を感じた。

幼い2人の子の被曝を案じ、福島県郡山市から大阪へ避難した。だが地元は避難指示区域ではない。少数派である自主避難者への視線は福島の内でも外でも厳しく、行政の支援や東電からの賠償も乏しい。「自分の選択は正しかったのか」。苦悩し、学生時代に学んだ憲法をいま一度ひもといた。「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」(前文)、「すべて国民は、個人として尊重される」(13条)。これこそが自分のよりどころだ、と思った。

避難するのものとどまるのも、個人の自由だ。どの選択をした人に対しても、憲法が保障する生活が実現できるような支援を。森松さんはそう訴える。「ふつうの暮らし」を取り戻すため、憲法を盾にたたかっている人たちがいる。憲法施行70年の日本で、忘れてはならない重い現実といえよう。

福島の事故より前、原発が憲法と関連づけて問題視されたことはなかったといっている。日本の原子力開発は、憲法施行8年後の1955年に制定された原子力基本法に基づいて進められてきた。同法は「人類社会の福祉と国民生活の水準向上」を目的とし、「平和利用」を明記している。澤野義一・大阪経済法科大学教授(憲法学)は「原発は当然のように合憲視され、学界でもほとんど論議されたことがなかった」と指摘する。

資源が乏しい日本で、大量の電力を供給できる原発が経済発展に貢献したのは確かだろう。ただ、ひとたび事故が起きれば、無数の人権がただちに脅かされる。そのリスクは「安全神話」のもとで隠され、国民も十分に認識してこなかった。多くの国民が被災者となった福島第一原発事故の後も、国や電力事業者は原発を推進する方針を変えようとしなかった。

全国の原発の周辺には、事故で避難を迫られる可能性がある30^{キロ}圏だけで400万人以上が暮らす。憲法が目指す社会は守りうるのか。そんな観点から、この国の進む道を見直す必要はないだろうか。中欧のオーストリアは78年、国民投票で原発の稼働が否決されたのをきっかけに、原発の建設を禁じる法律を制定した。86年の旧ソ連・チェルノブイリ原発事故を経て、「脱原発」を求める世論は強まり、99年に原発禁止が憲法に明記された。

日本の針路を選ぶ権利は、主権者である国民一人ひとりにある。この6年超の現実を見据え、議論を広げていきたい。

(2017年8月11日)